

## 確定申告のお知らせ

年が明けると確定申告の時期になります。

節税のための熟考期間を頂きたいので、遅くとも**1月31日まで**に下記書類をご用意頂き、お預かりしたいと思います。

不足資料は後日でも結構ですので、1月中に一度、ご連絡もしくはご郵送下さいます様、宜しくお願い申し上げます。

- 決算に関する資料【帳簿・領収書・不動産管理表等】
- 譲渡に関する書類【契約書・領収書・購入時資料等】
- 株式に関する書類【年間取引報告書・**配当のお知らせ**】
- 源泉徴収票【給料・年金・配当等】（注1）
- 保険金計算書【平成26年中に保険の解約や満期がある場合】
- 保険料控除証明書【生命保険・地震保険・小規模共済等】
- 国民年金保険料控除証明書（注2）
- 国民健康保険料・介護保険料等の本年中の支払額（メモでも結構です。）
- 医療費領収書【保険の補填があった場合はその金額がわかるもの】  
（介護費用は、一部が控除対象になる場合もあります。）
- 確定申告書（**昨年以前に電子申告された方は税務署から郵送されません。**）

※ 扶養親族の異動、住所変更等があった場合はその旨をお知らせ下さい。

### （注1）公的年金等源泉徴収票

1月中旬に発送される予定です。万一紛失された方は当事務所までご連絡下さい。

### （注2）国民年金保険料を納付されている方へ

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されています。



### 年末年始休業のお知らせ

誠に勝手ながら **2014年12月27日（土）～2015年1月4日（日）**の間年末年始休業期間とさせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、宜しくお願い申し上げます。



## 災害等で被害を受けた際の申告・納税等に係る諸制度

近年、日本列島各所で予期せぬ自然災害が数多く発生しております。被害を受けられた皆様方に心からお見舞い申し上げます。

今回は、災害等により被害を受けた際の申告・納税等に係る制度をご紹介します。

**災害等とは**（次のいずれかの場合に限られます）

- ・震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害
- ・火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害
- ・害虫などの生物による異常な災害
- ・盗難、横領（詐欺や恐喝による被害は含めません）

### 1. 申告・納税等の期限延長

理由のやんだ日から2か月以内の範囲で期限が延長されます。

### 2. 納税猶予

理由のやんだ日から2か月以内に所轄税務署長に申請し、当初の納期限から原則1年以内の範囲でその期限が延長されます。

### 3. 所得税の軽減（次の①②のうち有利な方を選択できます）

#### ①確定申告での雑損控除

控除額は次の〈イ〉と〈ロ〉のうちいずれか多い方の金額です。

〈イ〉 損害金額－所得金額の10分の1

〈ロ〉 損害金額のうち災害関連支出の金額－5万円

#### ②災害減免法に定める税金の軽減免除（所得金額が1,000万円以下の方）

住宅及び家財が対象となります。

損害金額が住宅又は家財の価額の2分の1以上であることが必要です。

所得金額が、500万円以下・・・全額

500万円超 750万円以下・・・1/2の軽減

750万円超 1,000万円以下・・・1/4の軽減

### 4. 災害に関する主な税務上の取扱いは以下のとおりです。

#### ①所得税関係

- ・災害見舞金の受領は、社会通念上相当と認められるものについては、課税されません。
- ・被災事業用資産の損失に相当する金額は、青色申告書を提出しなかった年分であっても、発生年の翌年以後3年間の各年分の総所得金額等の計算上控除することができます。

#### ②法人税及び所得税共通

- ・事業上の損失の額、復旧費用が損金算入されます。
- ・従業員等に支給する災害見舞金品は、福利厚生費に算入されます。
- ・災害見舞金等、同業団体等へ拠出する分担金等は、損金算入されます。

#### ③消費税

- ・適用を受けようとする課税期間の初日以後でも簡易課税制度の適用、又は適用をやめることができます。



※取扱いの詳細については、各担当者にお問い合わせ下さい。